

協定項目番号	2 5 - 1 3	農林水産関連事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>( 1 ) 畜産環境整備特別対策</p> <p>( 2 ) 農業環境改善センター、農産物加工所など「農業・畜産業関連施設」 施設は現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域性に配慮した使用料を検討し、減免基準を統一。</p> <p>( 3 ) 釧路市、白糠町の漁港施設</p> <p>( 4 ) 釧路市中央卸売市場</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>( 1 ) 農業振興計画、森林整備計画 農業振興計画は地域農業マスタープラン等に基づき策定し、森林整備計画は統合を行い引き継ぐ。</p> <p>( 2 ) 農業基盤整備</p> <p>( 3 ) 農業経営基盤強化促進対策 現行の事業を引き継ぐとともに、新市における「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定。</p> <p>( 4 ) B S E ( 牛海綿状脳症 ) 対策 協議会及び対策本部は現行目的を引き継ぎ統合。 また、音別町の感染牛所有者補助事業を引き継ぐが、補助金は新市で調整。</p> <p>( 5 ) 農業後継者対策 農業後継者対策協議会及び担い手育成センターは、それぞれ統合し引き継ぐ。 また、音別町の林業・商工に係る対策は新市で検討。</p> <p>( 1 ) 公有林整備 合併後3年程度で新市における森林施業計画を策定し、終期を統合。</p> <p>( 7 ) 種苗放流、増養殖など「栽培漁業」</p> <p>( 8 ) 水産加工振興対策</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>( 1 ) 漁業資源管理対策事業、雑海藻駆除事業など「漁場管理対策」</p> <p>( 2 ) 加工残滓有効活用等の水産加工環境対策</p> <p>4 阿寒町・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>( 1 ) ヒグマ有害駆除対策 ヒグマ有害駆除員は合併時に非常勤職員として発令。</p>		

5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

( 1 ) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律」の適用状況により、新市としての整備方針を検討。

( 2 ) エゾシカ有害駆除対策

エゾシカ有害駆除員、猟友会等への補助金を調整。